

令和4年1月12日

施工体制台帳等の運用について

施工体制台帳については、建設工事を施工するために下請負契約を締結する場合には下請負金額にかかわらず作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを提出しなければなりません。また、施工体系図については、工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げるとともに、その写しを提出しなければなりません。（建設業法第24条の8、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条）

加えて、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第69号）等により、施工体制台帳の記載事項として、新たに監理技術者補佐の氏名等が追加されるとともに、作業員名簿を施工体制台帳の一部として作成することとされるなど、改正が行われた。

1 作業員名簿

【作業員名簿の目的】

- ・建設技能労働者の経験や資格の評価による技能の見える化
- ・社会保険加入状況の確認、一人親方の抑制対策
- ・法定福利費の確保

【作業員名簿の項目】

- ・技能者の情報（氏名、技能者ID、生年月日、年齢）
- ・職種
- ・社会保険の加入状況
- ・中退共又は建退共への加入の有無
- ・教育、資格、免許
- ・入場年月日、受入教育実施年月日

2 施工体系図

- ・記載事項に下請負業者の代表者氏名や許可番号などを追加

3 標識の掲示義務の緩和

- ・建設業者が工事現場に標識を掲げる義務について、発注者から直接請け負った工事のみを対象とすることとし、下請負の建設業者については掲示を要しないこととされた。

4 施工体制台帳の添付書類

- (1) 発注者との契約書の写し
- (2) 下請負契約書の写し
- (3) 主任技術者の資格又は監理技術者の資格を有することを証する書面又は写し
- (4) 主任技術者又は監理技術者の雇用を証する書面又は写し
- (5) 監理技術者補佐（置く場合に限る）の資格及び雇用を証する書面又は写し
- (6) 専門技術者（置く場合に限る）の資格及び雇用を証する書面又は写し
- (7) 二次以下の下請負がある場合は、再下請負業者との契約書の写し

令和4年1月13日契約工事以降からの徹底

- ・ 施行体制台帳に作業員名簿の追加
- ・ 施工体系図に下請負業者の代表者氏名及び許可番号など追加された様式の使用

〈問合せ先〉 契約検査課工事検査担当 三浦・大場
電話 0533-66-1146
E-mail keiyaku@city.gamagori.lg.jp